



です。しかし補償制度ができると言っても、まだまだ問題の多い制度です。これを是非改めなければならないということで、あすの会はヨーロッパ調査団を派遣し、調査をし、それを元にいろいろな提案を行いました。

世界的な動きを見ますと、まず国連を中心とした動きがあります。被害者問題が国連で議論されるのは国連犯罪防止会議という場です。1955年から5年に1回開かれてきた会議で、今年の4月には、ブラジルのサルバドルで開かれます。1980年の犯罪防止会議のとき、5年後に被害者について取り上げることを決めました。それから学者も真剣になって議論をするようになりました。80年代にいろいろな議論がなされているとき、日本は「空白の80年代」でした。日本にも被害者のための給付金制度はあるけれど、それ以外はまったくなかった。欧米が大きく動いた時期に、日本は江戸の末期と何も変わっていなかったのです。

85年の国連犯罪防止会議で被害者人権宣言が採択され、11月の総会で正式なものとなりました。このとき、日本政府も大掛かりな代表団を送り込んで賛成票を投じています。それを受け85年から日本も動き始めるかなと思っていたら、まったく動きがない。海外と国内ではこれほど違うのかと強いショックを受けました。

着実に成果を上げてきたあすの会 海外でも注目されているその活動内容

90年代になって、ようやく少し動き始めます。95年1月の阪神淡路大震災、そして3月の地下鉄サリン事件といった大きな災害、事件が起きて、ようやく人々の目が被害者に向きました。この辺りから動きが始まったように思います。私も92年に「日本の被害者支援を考える会」を発足させ、専門家と議論を重ね、95年に水戸被害者援助センターを設立して今日に至っています。

90年代になって、ようやく諸外国から日本の状況に問い合わせがあり、国際被害者学会の場などで、当時、日本における被害者支援の取り組みについて講演を求められまし

た。当時の日本は何もないに等しかったわけですから、大変歯がゆい思いをしたことを覚えています。「何もない」ということを30分かけて話すことのつらさです。そうした中で非常に印象深かったのが、6年前、南アフリカでの国際学会で、「刑事裁判は被害者のためにあるのではない」という最高裁の判例を紹介したときのことです。このとき、会場からほどよめきが起こりました。日本はそれほど遅れているのかという感じです。法律はいろいろ整備されてきましたが、この判例はまだ変わっていません。この最高裁の判例は必ず改められなければいけないと思っています。

2000年代になると、海外でも「あすの会」の存在が注目されるようになってきました。私は、機会がある毎に、求められて「あすの会」の活動について話してきました。その話を是非直接聞きたいということで、昨年の国際被害者学会で岡村先生にご登壇いただいたわけです。こういう機会を設けてくれと最初に言われたのは2003年のシテレンボッシュでの大会でした。そのとき、日本では被害者が立ち上がって熱心に運動に取り組んでいました。学者や専門家が中心となって動かしていった国、政府が率先してやった国などもあります。日本の場合は、あすの会が風を起こし、確実に成果を出している。それもひとつのやり方であるということで、「日本方式」などと言われていました。岡村先生の話を聞いて、日本がどれだけ大変なことをやり遂げたのかと、学者たちの反応は非常に熱いものでした。しかし、岡村先生は、講演の最後に「被害者が立ち上がらなければならなかった、こういう国は、日本が最初で最後であって欲しい」とおっしゃった。日本のやり方がひとつの理想だと思っていた学者たちは、被害者遺族がこうしたことを取り組むことがいかに問題であるか、わかったわけです。それをやり遂げた、やり遂げつつあるのが、あすの会の会員の皆さんだということです。国際会議の場では、常に日本がこれだけのことをやってきたということを非常に高く評価されます。4月の国連犯罪防止会議では、5年後の会議で「被害者人権条約」を作ろうという動きが始まっています。そのための議論を始める流れを作ろうと今、準備をしているところです。

私の手元にある「被害者人権条約」案を見ると、国連被害者人権宣言から20年以上を経て、日本の犯罪被害者等基本法や基本計画が確実にモデルになっている。いろいろなことが権利として明確になっています。今、国際的に、犯罪被害者への取り組みは次のステージに上がろうとしている。その流れを作ったのはまさにあすの会の運動でした。そして、今、世界から熱い視線を向けられています。基本精神を確実に実現していくために、各地の現場で、実務のレベルで、また裁判の場で取り組んでいただければと思います。